

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公表番号】特表2009-505704(P2009-505704A)

【公表日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-527381(P2008-527381)

【国際特許分類】

A 6 1 C 17/22 (2006.01)

【F I】

A 4 6 B 13/02 7 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年6月26日(2012.6.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項1

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項1】

内部に駆動ユニットを受容するハウジングを有する電動歯ブラシのハンドピースにおいて、前記ハウジング(2)は、前方又は後方ハウジング開口(5)を有し、いずれの開口(5)も、好ましくは防湿及び防水式でカバー(6)により密閉されるように適合されており、摩擦又はノ及び噛み合い式係合固定要素(12, 15)、特に、スナップ作用の戻り止め要素がハウジング及びノ及びカバー(6)に備えられ、ハウジング(2)にカバー(6)が固定される、前記ハンドピースであって、

前記ハウジングの長軸に対して上昇する少なくとも一つの抜き勾配テープ部又は抜き勾配湾曲部(19)が前記ハウジング(2)及びノ及び又はカバー(6)に備えられ、これにより、前記カバー(6)は、前記カバーを前記ハウジングの長軸(18)の周りに捩ることにより、前記ハウジング(2)から軸方向で離脱状態になり、前記固定要素(12, 15)が解除可能になることを特徴とする、前記ハンドピース。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 2】

前述された従来技術の電動歯ブラシのハンドピースは、例えば、D E 1 9 9 4 0 3 6 9 C 2から既知である。電動歯ブラシのハンドピースのハウジングに規則正しく収容されるのは、駆動ユニットの電気モータの他、この駆動ユニットに電力を供給する為の電池又は充電式電池であるが、これは、電池または充電式電池を取り外すか交換する為にハウジングが開放されなければならないことを意味する。そのため、歯ブラシヘッドから遠いハウジングの後端部にハウジング開口を備えることが知られているが、ハウジング開口は、ハウジングカバーにより密閉可能になっている。他方、ハウジングカバーを歯ブラシヘッドに近い前端部に設けることが既に提案してきた。ここで、ハウジングカバーは、ハウジング開口を閉鎖し、ハウジング開口を通じて駆動ユニットが上方からハウジングに挿入可能である。しかし、ハンドピースの上側でハウジングカバーは、ブラシ管を介して導入される洗浄力を吸収し、かつ、負荷がかかっている状態でハウジングの防湿及び防水閉鎖を確実にする為に、摩擦又は噛み合い式係合によりハウジングに安全に連結されなければな

らない。この装置において、ブラシ管は、ハウジングカバーに結合され、そのとき、駆動連鎖は、ハウジング内に収容された駆動ユニットから、ハウジングカバー及びブラシ管を通ってブラシヘッドまで延びる。そのため、導入される力を吸収可能とする為に、スナップ作用の戻り止め要素により、駆動連鎖領域で前端部ハウジングカバーをハウジングに安全に固定することが提案されてきた。しかし、そのようなスナップ嵌め込み接続では、カバーを再び解除することが難しくなり、例えば、駆動ユニット又はハウジング内に収容された電池や充電電池を取り外すことが難しくなる。

[発明が解決しようとする課題]